

別表1（第5条関係）

補助金の額

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽又は汲み取り式便所を設置している建物
補助対象工事費が5万円以上の場合は 5万円	補助対象工事費が10万円以上の場合は 10万円
補助対象工事費が5万円未満の場合は 当該工事費の額	補助対象工事費が10万円未満の場合は 当該工事費の額

* 当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。